

# 入札説明書

( H30 建築部材実験棟恒温恒湿室空気調和設備その他改修工事 )

国立研究開発法人建築研究所

平成30年10月

## ■ 目 次 ■

### 第1章 総則及び概要

第1条 総則	1
第2条 契約職等	1
第3条 工事概要	1
第4条 競争参加資格	1

### 第2章 技術審査に関する事項

第5条 工事の内容	2
第6条 技術審査・提出書類に関する事項	3

### 第3章 入札及び契約に関する事項

第7条 入札手続き日程等	3
第8条 入札・開札等	4
第9条 落札者の決定方法及び契約手続き	5

### 第4章 検査等

第10条 検査等	6
第11条 その他	6

- ・別紙1 低入札価格調査について
- ・別紙2 競争参加資格技術審査申請書
- ・別紙3 工事实績
- ・別紙4 予定する主任技術者又は監理技術者
- ・別紙5 質問書
- ・別紙6 入札書
- ・別紙7 委任状
- ・別紙8 請負代金内訳書
- ・別冊「契約書（案）」
- ・別冊「仕様書（図面）」
- ・「建築研究所競争契約入札心得」（HP 閲覧）

## 第1章 総則及び概要

### (総則)

第1条 国立研究開発法人建築研究所の工事等に係わる入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### (契約職等)

第2条 契約職等 契約職 国立研究開発法人建築研究所 理事長 緑川 光正

### (工事概要)

- 第3条 (1) 工事件名  
H30建築部材実験棟恒温恒湿室空気調和設備その他改修工事
- (2) 工事場所  
茨城県つくば市立原1番地3 国立研究開発法人建築研究所 建築部材実験棟
- (3) 概要  
実験棟の恒温恒湿室における空気調和設備の改修(更新)工事  
仕様書のとおり
- (4) 工事期間  
契約の翌日から平成31年 3月22日まで
- (5) 入札方法
- ① 上記(1)の件名を入札に付する。
  - ② 入札金額の記載方法  
入札書には、工事請負代金の総額を記載すること。  
総額は、入札説明書に添付される「請負代金内訳書」をもとに積算すること。  
なお、落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。落札価格に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。
  - ③ 本入札は紙入札で実施する。
- (6) 入札保証金 免除
- (7) 契約保証金 納付

### (競争参加資格)

- 第4条 (1) 入札参加者に求められる義務  
この競争入札に参加を希望する者は、指定した期限までに、競争参加資格技術審査申請書等(以下、「申請書」という。)に必要書類を添付して提出場所に提出しなければならない。  
また、開札日の前日までの間において、必要な証明書等の内容に関する当所からの照会があった場合には、それについて説明しなければならない。その場合の説明資料についても、当所の審査の対象となる。
- (2) 一般競争参加不適合者  
国立研究開発法人建築研究所契約業務取扱規程第5条に規定される、次の事項に該当するものは競争に参加する資格を有さない。
- ① 当該契約を締結する能力を有しないもの及び破産者で復権を得ない者。
  - ② 以下各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。)  
(ア) 契約の履行に当り故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは

数量に関して不正の行為をした者。

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

(カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当り、代理人、支配人その他使用人として使用した者。

(3) 競争参加資格（有資格業者登録）

関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）又は国土交通省国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）における、建設工事の平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「暖冷房衛生設備工事」の資格を有する者であること。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者は、本入札に参加することができない。

(5) 申請書等の提出期限の日から開札の日までの期間に、国立研究開発法人建築研究所理事長、国土交通省国土技術政策総合研究所長又は関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(7) 予定主任技術者又は監理技術者については、競争参加資格技術審査申請書を提出する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

(8) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

・雇用保険法（昭和49年法律台116号）第7条の規定による届出

(9) 工事実績の証明

過去に、空調対象面積の合計が100㎡以上の空気調和設備（ユニット形空気調和機又はパッケージ型空気調和機を使用する空気調和設備）の新設又は改修工事を元請で請負った実績を有する者であること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。

(10) 主任技術者又は監理技術者の専任配置

入札参加者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

同等以上の資格

(ア) 技術士（機械部門（選択科目を「流体力学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体力学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。））に合格した者。並びに「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。））に合格した者。

(イ) 国土交通大臣又は建設大臣が建設業法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者。

- ② 過去に、100㎡以上の空気調和設備（ユニット形空気調和機又はパッケージ型空気調和機を使用する空気調和設備）の新設又は改修工事を元請の技術者として経験した実績を有する者であること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。

## 第2章 技術審査に関する事項

（工事の内容）

- 第5条 (1) 本工事の仕様 別冊「仕様書・図面」のとおりとする。  
(2) 現場説明会の有無 無  
(3) 現地確認の有無 有

現地確認の申込み方法

第7条(2)の担当者へ電話連絡した後、現地確認をする代表者の所属・氏名、確認者の所属・氏名・人数、現地確認希望日時をファクシミリで送付すること。

（技術審査・提出書類に関する事項）

### 第6条 (1) 一般事項

- ① 提出資料について、建築研究所の担当者が必要に応じて要求する資料の提出には応じなければならない。  
② 契約職は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。  
③ 一旦受領した書類は返却しない。  
④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出資料等の作成方法  
提出資料は、別紙2～4により作成し、確認に必要な資料を添付すること。なお、提出資料は、競争参加資格技術審査申請書（別紙2）を1頁とした通し番号つけ、全頁数を表示する。（1/〇〇～〇〇/〇〇）
- ① 競争参加資格確認申請書（別紙2）  
必要事項を記入のうえ、押印し提出すること。また、確認資料として次の書類を添付すること。  
(ア) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）又は国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）の有資格者登録通知書（写）
- ② 工事实績（別紙3）  
必要事項を記入のうえ、押印し提出すること。また、確認資料として次の書類を添付すること。  
(ア) 元請けで工事した経験実績の仕様書・図面等（写）  
(イ) 〃 〃 契約書（写）  
(ウ) 公共工事实績の場合のCORINS登録資料（写）
- ③ 予定する主任技術者又は監理技術者（別紙4）  
必要事項を記入のうえ提出すること。また、確認資料として次の書類を添付すること。  
(ア) 1級管工事施工管理技士（同等以上の証明書）（写）  
(イ) 入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる資料（写）  
※入札参加者と配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係である必要があるため、その旨を証明できる資料を提出すること。その資料が提出されない場合は、入札に参加できない場合がある。  
(ウ) 元請けで工事した経験実績の仕様書・図面等（写）  
(エ) 〃 〃 契約書（写）  
(オ) 民間工事实績の場合の会社代表者による従事証明書（任意様式）  
(カ) 公共工事实績の場合のCORINS登録資料（写）

### 第3章 入札及び契約に関する事項

(入札手続き日程等)

#### 第7条 (1) 入札手続きにおける担当部局

〒305-0802 茨城県つくば市立原1番地3

国立研究開発法人建築研究所 総務部会計課 契約担当主査

電話番号 029-879-0624 (ダイヤルイン) FAX 番号 029-879-0628

電子メール keiyaku@kenken.go.jp

#### (2) 申請書、資料作成に関する問い合わせ先

〒305-0802 茨城県つくば市立原1番地3

国立研究開発法人建築研究所 企画部情報・技術課 施設担当主査

電話番号 029(879)0647 (ダイヤルイン)

FAX 番号 029(864)2989

#### (3) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

##### ① 交付期間

平成30年10月15日(月)から

平成30年10月29日(月)17時00分まで。

##### ② 交付場所

国立研究開発法人建築研究所ホームページに掲載する。

#### (4) 申請書等書類の提出期間

平成30年10月15日(月)から

平成30年10月29日(月)17時00分必着

(郵送等の場合においても、提出期限を厳守)

#### (5) 申請書等書類の提出方法

持参又は郵送等(配達記録が残るものに限る)によるものとする。

#### (6) 郵送等による入札書の提出期限

平成30年11月6日(火)17時00分(必着)

#### (7) 持参による入札書の提出日時

下記(9)に記載した開札の日時とする。

#### (8) 開札の場所

国立研究開発法人建築研究所総務部会計課入札室(管理研究本館2階)

#### (9) 開札の日時

平成30年11月7日(水)11時00分

#### (10) 質問の受付及び回答

##### ① 質問の提出方法

この入札説明書、仕様書及び図面等に関し質問がある場合は、別紙5により作成し、次により提出すること。

##### ② 質問の受付期間

平成30年10月15日(月)から

平成30年10月31日(水)17時00分まで。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

##### ③ 質問の提出手段

持参、郵送等(配達記録が残るものに限る)、電子メール又はファクシミリで、(1)の提出場所へ送付すること。

##### ④ 質問の回答方法

質問に対する回答書は、回答期限内に逐次入札参加者全員に通知するものとする。

##### ⑤ 質問の回答期限

平成30年11月2日(金)17時00分までに行う。

##### ⑥ 質問の回答手段

入札参加希望の各社に対して、電子メール又はファクシミリ等で通知する。

(入札・開札等)

第8条 (1) 入札書の提出方法

- ① 入札書は別途の様式にて作成し、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に法人の名称又は商号を記載し、また「平成30年11月7日開札〔H30建築部材実験棟恒温恒湿室空気調和設備その他改修工事〕の入札書在中」と朱書しなければならない。
- ② 入札書等の件名は入札書の雛形と同じ件名を記載すること。
- ③ 入札書は必ず封印して提出すること。
- ④ 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ⑤ 入札参加者は、その提出した入札書の引替え、変更又は取消しをすることができない。

(2) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者、入札参加者に求められる義務を履行しなかった者又は書類に虚偽の記載をした者が提出した、入札書、技術審査のための書類は無効とする。

(3) 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(4) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、開札時まで委任状を提出しなければならない。
- ② 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について、他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。

(5) 開札

- ① 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ③ 入札参加者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- ④ 入札参加者又はその代理人は、契約職又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤ 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。ただし、原則として、入札回数は3回を限度とする。

(6) 入札執行時に再度の入札書を提出する場合、入札参加者又はその代理人が立ち合わない場合は、再度の入札を辞退したものとみなす。

(7) 入札にかかる費用

本入札の参加に要する費用は、全て入札参加希望者の負担とする。

(8) 入札金額内訳の提出

入札時に別紙8の請負代金内訳書を提出すること。健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額を明示すること。

(9) その他

- ① 当所の審査において申請書等が不合格となった場合は、本入札に参加することができない。その場合は、書面により通知する。
- ② 上記について不服がある場合は、通知を受領した日から起算して5日以内に、当所に対して書面により苦情を申し立てることができる。

(落札者の決定方法及び契約手続き)

第9条 (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 落札者の決定方法

① 第8条(1)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書第4条の競争参加資格を全て満たし、本入札説明書の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が国立研究開発法人建築研究所契約事務取扱規程第26条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

② 落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員が代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(3) 落札者となるべき者の入札価格が、国立研究開発法人建築研究所契約業務取扱規程第32条第2項の基準（以下、「低入札価格調査基準価格」という。）を下回る場合は、同規定第32条3項による調査を行うものとする。なお、低入札価格調査基準価格の算出方法、低入札価格調査内容は別紙1のとおりとする。

(4) (3)により調査を行った結果、同規定第32条第4項に該当する場合は、その者を落札者とししない。

(5) 契約保証金

請負代金額の10分の1以上とする。ただし、国立研究開発法人建築研究所契約業務取扱規程第32条第3項の調査（以下、「低入札価格調査」という。）を受けた者との契約については、請負代金額の10分の3以上とする。

(6) 契約書の作成

① 契約にあたって使用する契約書は、別冊「契約書（案）」によるものとし、競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときには、遅滞なく契約書を取り交すものとする。

② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、落札者が契約書の案に記名押印し、更に契約職等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③ 上記②の場合において、契約職等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

④ 契約職等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(7) 支払条件

① 前金は契約金額の10分の4を限度として、履行期間中1回請求することができる。

② 低入札価格調査を受けたものとの契約については、①の割合「10分の4」を「10分の2」とする。

③ その他、別冊「契約書（案）」のとおりとする。

(8) 火災保険付保の要否 要

#### 第4章 検査等

(検査等)

第10条(1) 落札者が入札書とともに提出した本工事に関する資料の内容は、仕様書と同様に全て完了検査等の対象とする。

(2) 完成検査終了後、工事目的物等を使用している期間中において、落札者が提出した仕

様等に関する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対し損害賠償等を求めることがある。

- (3) 工事完成検査方法等については、別冊「契約書（案）」及び別冊「仕様書」に定めるところによる。

（その他）

- 第11条(1) 上記各章各条によるもののほか、この一般競争入札を行う場合において了知し、かつ遵守すべき事項は、「国立研究開発法人建築研究所競争契約入札心得」（建築研究所ホームページ閲覧）による。
- (2) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載を行った場合は、指名停止を行うことがある。

## (独立行政法人の契約に係る情報の公表)

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

### (1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
  - ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外。

### (2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当研究所OB）の人数、職名及び当研究所における最終職名。
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当研究所との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨。  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上。
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨。

### (3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当研究所OBに係る情報（人数、現在の職名及び当研究所における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当研究所との間の取引高

### (4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

## 別紙 1

入札説明書第9条(3)に記載のある、低入札価格調査基準価格の算出方法、低入札価格調査内容は次による。

### 1. 低入札価格調査基準価格

低入札価格調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次の(1)～(4)に掲げる額の合計に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

### 2. 低入札価格調査内容

低入札価格調査においては、次の内容について入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に工事した工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (1)から(10)までの事情聴取した結果についての調査確認
- (12) (9)について公共工事の実績がある場合の成績状況
- (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う場合がある）
- (14) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- (15) その他必要な事項
- (16) 添付書類（会社概要、会社パンフレットなど）

競争参加資格技術審査申請書

平成 年 月 日

契約職  
国立研究開発法人建築研究所  
理事長 緑川 光正 殿

住所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

平成30年10月15日付けで入札公告のありました「H30建築部材実験棟恒温恒湿室空気調和設備その他改修工事」に係る競争に参加する資格及び技術審査資料について、下記の書類を添えて申請します。

なお、国立研究開発法人建築研究所契約業務取扱規程第5条に規定される当該事項には該当していない者であること、契約を締結する能力を有しないもの及び破産者で復権を得ない者でないこと、並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 入札説明書第4条(3)及び第6条(2)①に関する書類（有資格者登録通知書）
2. 入札説明書第4条(9)及び第6条(2)②に関する書類（別紙3及び関係資料）
3. 入札説明書第4条(7)(10)及び第6条(2)③に関する書類（別紙4及び関係資料）

※ 連絡先

担 当 者 :  
所 属 :  
電 話 番 号 :  
F A X 番 号 :  
E-mail :

工 事 実 績

住所  
 商号又は名称  
 代表者氏名

印

競争参加資格：入札説明書第4条(9)工事实績の証明

過去に、空調対象面積の合計が100㎡以上の空気調和設備（ユニット形空気調和機又はパッケージ型空気調和機を使用する空気調和設備）の新設又は改修工事を元請で請負った実績を有する者であること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。

実績工事の概要	
工 事 名 称	〇〇新築工事 等
発 注 者	〇〇〇〇
受 注 形 態	単独受注 又は 〇〇共同企業体（出資比率00%）
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇1-1-1
契 約 金 額	¥000,000,000-
工 期	平成00年00月00～平成00年00月00日
建 物 用 途	〇〇実験棟 等
工 事 種 目	新築工事、増築工事又は内装改修工事 等
CORINS登録有無	有（登録番号：公共工事のみ） 又は 無（民間工事）

- ※添付資料 確認資料として次の書類を添付すること。
- (ア) 元請けで工事した経験実績の仕様書・図面等（写）
  - (イ)                    "                    契約書（写）
  - (ウ) 公共工事实績の場合のCORINS登録資料（写）

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

競争参加資格：入札説明書第 4 条(10)主任技術者の専任配置

入札参加者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。

- ① 1 級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

同等以上の資格

- (ア) 技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。））に合格した者。並びに「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。））に合格した者。
- (イ) 国土交通大臣又は建設大臣が建設業法第 1 5 条第 2 号イに掲げる者と同等以上の能力を有すると認定した者。
- ② 過去に、100㎡以上の空気調和設備（ユニット形空気調和機又はパッケージ型空気調和機を使用する空気調和設備）の新設又は改修工事を元請の技術者として経験した実績を有する者であること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。

配置予定技術者の 役職・氏名	ふりがな 工事部 課長 ○○ ○○
資格・免許	1 級管工事施工管理技士（取得年月日・登録番号）
工事経験の概要	
工 事 名 称	○○改修工事
発 注 者	○○○○
受 注 形 態	単独受注 又は ○○共同企業体（出資比率00%）
工 事 場 所	○○県○○市○○ 1 - 1 - 1
契 約 金 額	¥000, 000, 000-
工 期	平成00年00月00～平成00年00月00日
従 事 役 職	現場代理人 又は 監理技術者 若しくは ○○担当技術者等
建 物 用 途	事務所等
構 造 規 模	RC-0 延べ0, 000㎡
工 事 種 目	受変電設備の改修（更新）工事 等
変圧器容量合計	750KVA
CORINS登録有無	有（登録番号：公共工事のみ） 又は 無（民間工事）
申請時における他工事の従事状況	
工 事 名 称	○○改修工事
発 注 者	○○○○
工 期	平成00年00月00～平成00年00月00日
従 事 役 職	現場代理人 又は 監理技術者 若しくは ○○担当技術者等
CORINS登録有無	有（登録番号：公共工事のみ） 又は 無（民間工事）
本工事と重複する 場合の措置	

※添付資料 確認資料として次の書類を添付すること。

- (ア) 1 級管工事施工管理技士（同等以上の証明書）（写）
- (イ) 入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる資料（写）
- (ウ) 元請けで工事した経験実績の仕様書・図面等（写）
- (エ) " 契約書（写）
- (オ) 民間工事実績の場合の会社代表者による従事証明書（任意様式）
- (カ) 公共工事実績の場合のCORINS登録資料（写）

# 質 問 書

件名：H30 建築部材実験棟恒温恒湿室空気調和設備その他改修工事

会社名 (株) ○○○○

質問事項	回 答

# 入 札 書

¥ \_\_\_\_\_ 円

ただし、H30 建築部材実験棟恒温恒湿室空気調和設備その他改修工事 について

国立研究開発法人建築研究所競争契約入札心得及び現場説明書等を承諾の上、  
入札します。

平成 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

契約職

国立研究開発法人建築研究所

理事長 緑川 光正 殿

# 委 任 状

平成 年 月 日

契約職  
国立研究開発法人建築研究所  
理事長 緑川 光正 殿

委 任 者	住 所	
	会 社 名	印
	代表者名	

件名：H30 建築部材実験棟恒温恒湿室空気調和設備その他改修工事

私は次の者を代理人と定め、入札に関して下記事項の権限を委任します。

受 任 者	住 所	
	会 社 名	印
	氏 名	

委 任 事 項                      入札書、見積書に関する一切の件

